

鳥取労働局発表
令和8年9月11日

担 当	労働基準部 賃金室	
	室長	今井 敏仁
	室長補佐	清水 宏幸
	電 話	0857-29-1705

労働局が大学前で学生に呼び掛け ～鳥取県最低賃金が10月3日から1,090円へ～

鳥取労働局（局長：山下^{やましたよしひろ}禎博）は、令和8年10月3日から改正適用される鳥取県最低賃金について広く周知するため、鳥取大学前において学生に対し最低賃金改正周知チラシを配布します。

本年の最低賃金改正により、鳥取県最低賃金は時間額1,030円から1,090円へ60円引き上げられます。

最低賃金は、パートタイマーやアルバイトを含め、原則として県内で働く全ての労働者に適用されるものであり、今回、アルバイトとして最低賃金近傍で働く学生の皆さんに制度を正しく理解していただくため、労働局長自らが街頭で周知活動を行うものです。

1 日時

令和8年10月2日（金曜日） 午前10時10分から午前10時40分まで

2 場所

鳥取大学 鳥取キャンパス 正門前 （住所：鳥取市湖山町南4丁目101番地）

3 実施者

鳥取労働局 職員（局長ほか）

4 内容

最低賃金改正周知チラシの配布による学生への最低賃金制度の周知、相談窓口の案内

5 鳥取県最低賃金の改正内容

- 改正後：時間額1,090円（引上げ額：60円）
- 効力発生日：令和8年10月3日

※取材予定の場合

取材予定がある場合は令和8年9月25日までに担当あてご連絡ください。